

## 第 1 0 1 号議案

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成 1 2 年足立区条例第  
6 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 7 条第 1 項中「、若しくは地方公務員法第 1 6 条第 1 号に該当し  
て同法第 2 8 条第 4 項の規定により失職し」を削る。

第 2 8 条第 2 号中「（同法第 1 6 条第 1 号に該当して失職した職員を  
除く。）」を削る。

第 3 0 条第 1 項中「、若しくは地方公務員法第 1 6 条第 1 号に該当し  
て同法第 2 8 条第 4 項の規定により失職し」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年 1 2 月 1 4 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置  
の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律  
第 3 7 号）第 4 4 条の規定による改正前の地方公務員法（昭和 2 5 年  
法律第 2 6 1 号。以下「旧法」という。）第 1 6 条第 1 号に該当して  
旧法第 2 8 条第 4 項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤  
勉手当の支給については、この条例による改正後の第 2 7 条第 1 項、  
第 2 8 条第 2 号及び第 3 0 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の  
例による。

(提案理由)

地方公務員法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。